

資料	平成26年1月27日(月)
指定居宅サービス事業者等連絡会議	
千葉県保健福祉局高齢障害部障害企画課	

障害福祉サービスの概要 及び計画相談支援について

(1) 障害福祉サービス等の制度について

障害者総合支援法

障害福祉サービス

【介護給付】

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・短期入所
- ・共同生活介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・生活介護
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

【訓練等給付】

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・共同生活援助

相談支援

- ・地域移行支援、地域定着支援
- ・計画相談支援

自立支援医療

- ・育成医療
- ・更生医療
- ・精神通院医療

補装具

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム 等

介護保険法

介護保険サービス

障害者

介護保険サービスの利用が優先です。

※介護保険対象者についても、介護保険サービスにない障害固有のサービスは利用可能です。介護保険サービスに相当する障害者制度のサービスについては、一定の重度者等のみ利用可能になる場合があります。

(2) 障害福祉サービスの利用にあたって

- 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画作成対象者を大幅に拡大。対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度末までにすべての対象者について実施。

改正前

受付・申請

障害程度区分の認定

支給決定

サービス利用計画

サービス利用

サービス利用計画
支給決定後の

改正後

受付・申請

障害程度区分の認定

サービス等利用
計画案の作成

支給決定

サービス担
当者会議

サービス等利用計画
支給決定時の

サービス利用

サービス等利用計画
支給決定後の

支給決定時から
ケアマネジメントを実施

一定期間ごとの
モニタリング

(3) 事業所指定基準について

計画相談支援を提供する事業所を「特定相談支援事業所」といいます。

特定相談支援事業者 人員基準

管理者

原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
1人

相談支援専門員

専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
1人以上

業務の概要

サービス利用支援

利用者の要望や家族の状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定の後、サービス担当者会議で計画案の検討を行い、利用料金や担当者等を盛り込んだサービス等利用計画を作成します。

継続サービス利用支援

一定期間ごとに、サービス等利用計画が適切かどうか居宅に訪問し、サービス等利用計画の見直しを行います。（モニタリング）

(4) 相談支援専門員の要件について

相談支援専門員の要件

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験(3～10年)



相談支援従事者(初任者)研修の修了



相談支援専門員として配置

◎ 実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を得たこととなる。

※ 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の指定された1日を受講した場合、「相談支援従事者初任者研修」を修了したものとみなされる。

○ 相談支援専門員の実務経験

業務の範囲		相談支援専門員	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	業務② 介護等	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2 国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、機能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

(5) モニタリング標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。

5月1日に利用開始する場合の例

11月1日

支給決定の有効期間が
1年の場合

障害福祉サービスの利用者
地域定着支援の利用者
障害児相談支援の利用者

支給決定（新規等）

1月目 2月目 3月目

在宅サービスの利用者

4月目 5月目 6月目 7月目 8月目 9月目 10月目 11月目 12月目

6月目

毎月又は6月に
1回実施

入所サービスの利用者
（障害児を除く）

1年に1回実施

12月目

12月目

モニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案の作成等を併せて実施。
この場合、計画作成費のみ支給する。

6月目

支給決定の有効期間が
6ヶ月の場合

地域移行支援の利用者

(6) 計画相談支援の報酬について

基本の単位数

- サービス等利用計画を作成した場合
サービス利用支援費 1, 600単位
- モニタリングをした場合
継続サービス利用支援費 1, 300単位

減 算

※ケアプラン作成者が一体的にサービス等利用計画を作成した場合、基本の単位数から下記の単位数を減算します。

居宅介護支援費重複減算

要介護1, 2	▲700単位
要介護3, 4, 5	▲1, 000単位

介護予防支援費重複減算

要支援1, 2	▲112単位
---------	--------

(7) 障害福祉サービスの概要

分類	名称	概 要	児	障害程度区分						
				なし	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	○		○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常に介護を必要とする方に、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等及び外出時における移動の援護等を総合的に行う。						○	○	○
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○
	行動援護	知的障害又は精神障害のために自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。	○				○	○	○	○
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行う。								○
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。				△	△	○	○	○
	自立訓練(機能訓練)	身体障害の方に、一定期間、通所又は入所により、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションなど、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。		○	○	○	○	○	○	○
	自立訓練(生活訓練)	知的障害又は精神障害の方に、一定期間、通所又は入所により、入浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行う。		○	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。		○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。		○	○	○	○	○	○	○
居住系	就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。(雇用契約無し)		○	○	○	○	○	○	○
	短期入所	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	○		○	○	○	○	○	○
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。							○	○
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。		△	△	△	△	○	○	○
	共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。				○	○	○	○	○
共同生活援助	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活上の相談や援助を行う。		○	○	△	△	△	△	△

(8) 主な地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業	
相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供の助言や、権利擁護のために必要な援助を行う。
地域活動支援センター	昼間、通所により、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。
福祉ホーム	住居を必要としている方に、定額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。
地域生活支援給付	
移動支援	屋外での移動が困難な障害者又は障害児に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護等を行う。
訪問入浴サービス	重度の身体障害者であって、居宅において入浴が困難な方に対し、居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴を行う。
日中一時支援	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者又は障害児に対して、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための訓練を行う。
生活サポート	障害程度区分が認定されない者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障を来すおそれのある者に対して、居宅において、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を供与することをいう。

(9) サービス等利用計画（障害版ケアプラン）作成の際の留意点

サービス等利用計画（障害版ケアプラン）が必要となる場合

介護保険サービスに加え、障害福祉サービスを併せて利用する方については、現在の運用ではサービス等利用計画の提出を求めています。作成する際は、相談支援専門員の作成するサービス等利用計画と同一のプランとなるよう連携を図ってください。※介護保険サービスの上乗せとして居宅介護、重度訪問介護を利用する場合は、ケアプランのみで支給決定を行います。

参 考

障害福祉サービス固有のサービス

同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）
就労移行支援、就労継続支援
地域移行支援、地域定着支援

介護保険対象者も利用が可能です。

介護保険サービスに相当するサービス

※居宅介護、重度訪問介護、生活介護
自立訓練（機能訓練）、短期入所
施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助

原則、介護保険サービスが優先され、一定の重度者等のみ
利用可能になる場合があります。

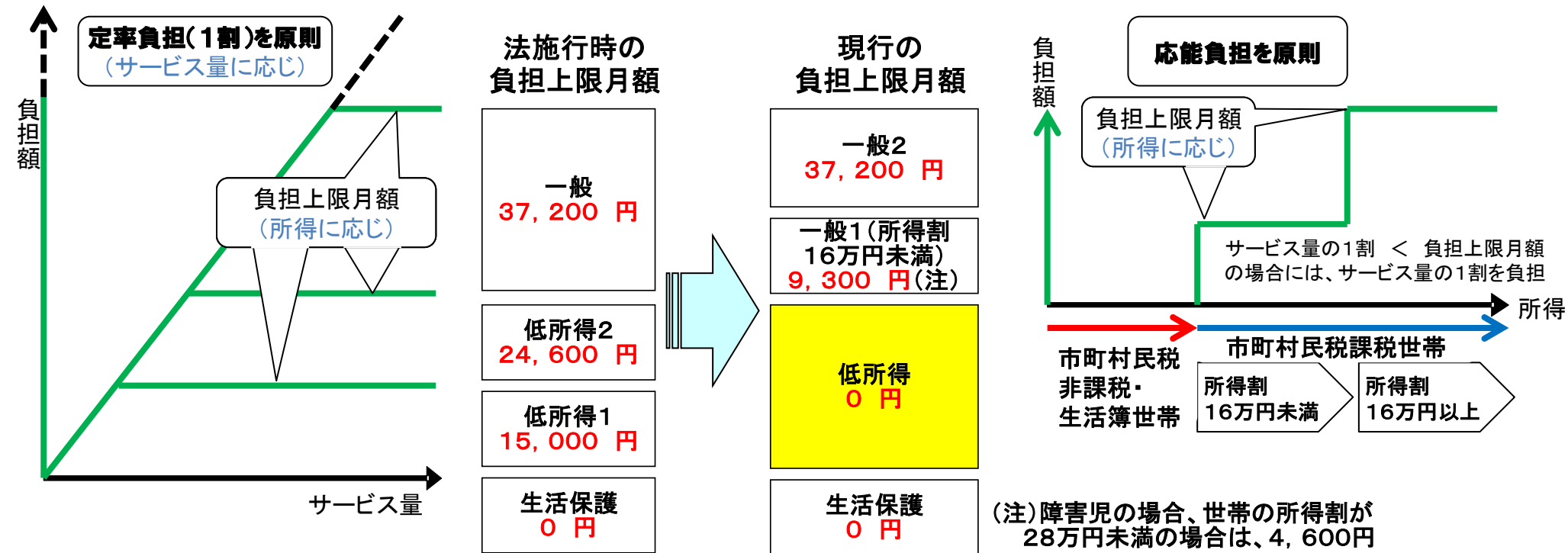
訪問系サービスについて

訪問系サービス（居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助）・重度訪問介護・同行援護・行動援護）は30分単位でプランを作成してください。

※家事援助においては、最初の30分以降は15分単位で作成できます。

(10) 障害福祉サービス等の利用者負担について

- ◆ 平成18年4月からの障害者自立支援法の施行により、定率負担を原則として、所得に応じて1月当たりの負担上限月額を設定(介護保険並び)
- ◆ 平成22年4月から、実質的な応能負担として、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ◆ 平成24年4月から、法律上も応能負担を原則とすることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

※ 平成20年7月から障害者の負担上限月額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断